

青木村耐震改修促進計画書【第Ⅲ期】

平成28年8月

令和3年3月改正

青木村

目 次

はじめに

1	計画の目的	2
2	本計画の位置づけと村計画との関係	2
3	計画期間等	2
4	耐震化の必要性	3
5	本計画の対象とする建築物	5
第1	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	6
1	想定される地震の規模、想定される地震の被害状況	6
2	耐震化の現状	14
3	耐震改修等の目標	19
4	公営住宅（村営住宅）耐震改修等の目標	25
第2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	26
1	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	26
2	耐震診断・改修の促進を図るための支援策	27
3	安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	29
4	地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要	30
5	優先的に耐震化に着手すべき区域	30
6	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	30
第3	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	31
1	地震ハザードマップの作成及び公表	31
2	相談体制の整備及び情報提供の充実	31
3	リフォームにあわせた耐震改修の助言・指導	31
4	村内各区等との連携策及び取り組み支援策について	31
5	耐震改修促進税制等の周知	31
6	各種認定制度による耐震化の促進	32
第4	建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携	33
1	法に基づく指導者の実施に関する所管行政庁との連携	33
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定合成庁との連携	33
第5	その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	34
1	関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要	34
2	その他	34
	別表	35

はじめに

1 計画の目的

青木村耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、村内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として策定しました。

2 本計画の位置づけと村計画との関係

本計画は、平成18年1月26日に施行された、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正（平成7年法律第123号、以下「法」という。）第6条及び長野県耐震改修促進計画に基づき青木村の耐震改修促進計画として策定しています。また、本村における他の計画（青木村地域防災計画）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に定めることとします。

●「青木村地域防災計画」

青木村地域防災計画の震災対策編において、第2章 災害予防計画 第1節 地震に強い村づくりの中で、建築物等の耐震化について定められています。

具体的には、

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。

こととされています。

3 計画期間等

本計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間とし、前計画（平成28年3月策定）を継承しつつ、目標値の設定や住宅・建築物の耐震化へ向けた取組みを行います。

4 耐震化の必要性

(1) 地震は、いつ・どこでおきても不思議でない状況となっています。

平成16年10月には新潟県中越沖地震、平成17年3月には大地震発生の可能性が低いと言われていた福岡県でも福岡県西方沖を震源とする地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特平成23年3月に発生した東日本大地震は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。

また、近年も平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生しました。

大地震はいつ・どこで発生してもおかしくない状況となっており、南海トラフ地震、首都直下地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災が発生しています。

(2) 阪神・淡路大震災における死因の約9割は建物の倒壊によるもの

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人という多数の方の尊い人命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅や建築物の倒壊によるものでした。

(3) 地震による人的・経済的被害を軽減するために

建築物の耐震改修については、中央防災会議において決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急の課題」であるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）において、10年後に死者数を概ね8割、建築物の全壊棟数を概ね5割、被害想定から減少させるという目標達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられています。

(4) 耐震に関する関係法令の改正について

ア 平成18年1月26日施行

地震防災推進会議の提案を踏まえ、国において法の改正が行われました。この改正により、

(ア) 計画的な耐震化を推進するため、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成

(イ) 建築物に関する指導等の強化として、

- ㊦ 道路を閉塞させるおそれのある建築物の指導・助言を実施
- ㊧ 地方公共団体による指示等の対象に学校、老人ホーム等を追加
- ㊨ 地方公共団体の指示に従わない特定建築物を公表
- ㊩ 倒壊の危険性の高い特定建築物については建築基準法により改修を命令等が追加されました。

イ 平成25年11月25日施行

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年までに9割にする目標（「地震防災戦略」（中央防災会議決定（H17）））の達成には、耐震化を一層促進する事が必要であること並びに南海トラフの巨大地震や首都直下地震の被害想定で、これらの地震が最大クラスの規模で発生した場合、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生することがほぼ確実視されることから、国において法の改正が行われました。

この改正により、

(ア) 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等の平成27年末までの耐震診断の義務化・耐震診断の結果の公表

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難沿道建築物や都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物の地方公共団体が指定する期限までの耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表

などの建築物の耐震化の促進のための規制が強化されました。

ウ 平成31年1月1日施行

大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害の防止のため、令第4条の通行障害建築物に、建物に附属する組積造の塀が追加される改正が行われました。

5 本計画の対象とする建築物

本計画では、特に耐震化を図るべき建築物として、以下の建築物を対象としています。

これは、法第4条第1項の規定により国土交通大臣が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（国土交通省告示第184号、以下「基本方針」という。）及び長野県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）においても、耐震化を図ることが重要な建築物とされています。

(1) 住宅

(2) 特定既存耐震不適格建築物

ア 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（別表1参照、以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）

イ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定数量以上の危険物を扱う建築物

ウ 地震によって倒壊した場合その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして本計画に記載された道路に敷地が接する建築物（以下「緊急輸送道路等沿道建築物」という。）

(3) 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。

なお、本計画においては上記（1）、（2）ア及び（3）の建築物に対する目標を設定することとし、上記（2）のイ及びウ、に関しては、調査結果に基づき耐震化に向けた適切な対応を図ることとします。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模、想定される地震の被害の状況

平成27年3月に公表された「第3次長野県地震被害想定調査報告」において、長野県及びその周辺における過去の被害地震や活断層の分布状況並びに県内各地域の地震被害の分布状況を勘案して、発生が想定される地震が報告されています。(表-1、図-1)

また、地震調査研究推進本部(※1)によると、県内において想定される地震発生の確率は、糸魚川-静岡構造線で発生する地震は、30年以内の地震発生確率をもっとも高い区間で30%と予想されており、東海地震にあっては、いつ起きてもおかしくない状況にあるとされています。(表-2)

(表-1) 想定地震等の概要

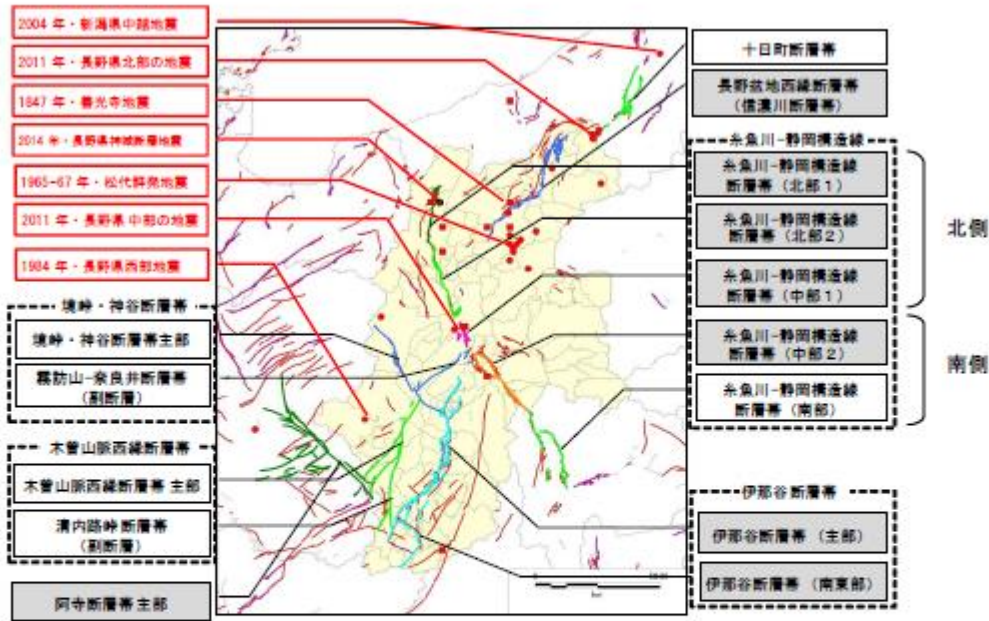
種類	地震名		参考モデル	長さL (Km)	マグニチュード		備考
					Mj	Mw	
内陸型	長野県盆地西縁断層帯の地震		地震調査委員会(2009)	58	7.8	7.1	4ケース
	糸魚川-静岡構造 線断層帯の地震	全体	文部科学省研究開発局 ほか(2010)	150	8.5	7.64	構造探査
		北側		84	8.0	7.14	ベースモ
		南側		66	7.9	7.23	デル
伊那谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	79	8.0	7.3	4ケース	
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		地震調査委員会(2009)	60	7.8	7.2	2ケース
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		地震調査委員会(2009)	40	7.5	6.9	2ケース
	境峠・神谷断層帯(主部)の地震		地震調査委員会(2009)	47	7.6	7.0	4ケース
海溝型地震	想定東海地震		中央防災会議(2001)	-	8.0	8.0	1ケース
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース
	南海トラフ地震 陸側ケース		内閣府(2012)	-	9.0	9.0	1ケース

(注) 気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について

断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて電源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。プレート境界の海溝型地震は、電源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。M4~M8の海溝型地震ではMw=Mjであることから、これを外挿してMjを求めている。

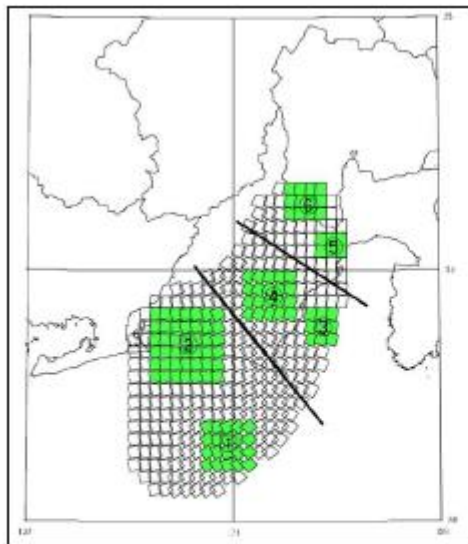
※1 地震調査研究推進本部は、地震防災対策特別措置法に基づき文部科学省に設置された政府の特別の機関。本部長(文部科学大臣)と本部員(関係府省の事務次官等)から構成され、その下に関係機関の職員及び学識経験者から構成される政策委員会と地震調査委員会が設置されています。

第1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

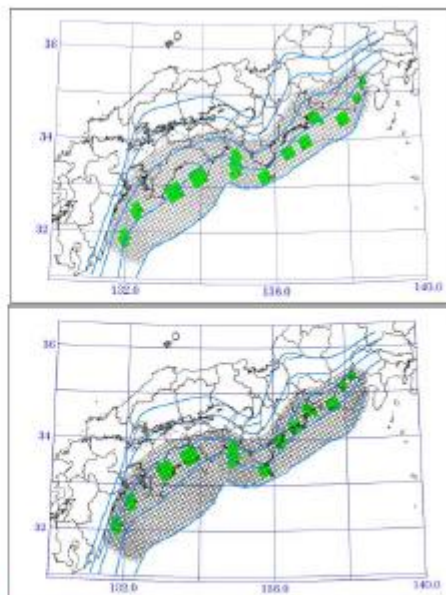


■	長野県に被害をもたらした歴史地震	—	「活断層詳細デジタルマップ」の活断層 (中田・今泉、2002)
●	1940年代以降、長野県内で震度5以上を記録した地震	■	地震調査研究推進本部の長期評価における主要活断層帯の地表位置
—	「新編日本の活断層」の活断層 (活断層研究会、1991)	■	長野県 (2002) の対象地震 (活断層帯)

(図1-1)長野県の活断層の分布と被害地震の分布(出典:第3次長野県地震被害想定調査報告書)



(図1-2)想定東海地震の断層モデル
中央防災会議(2001)



(図1-3)南海トラフの巨大地震の断層モデル
内閣府(2012)(上図:基本ケース、下図:陸側ケース)

(表一2) 発生が予想される地震に係る見解等

種類	地震名	国等の見解・公表	計測震度等の予測※3
内陸型 (活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	長野県や北信地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多発する。
	糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0~30% (地震調査研究推進本部※2)	(全体)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部、諏訪地域、上伊那地域東部を中心に広い範囲で震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多発する。
			(北側)長野地域西部や大北地域、上小地域、松本地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
			(南側)諏訪地域、上伊那地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	伊那谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や飯伊地域西部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多数発生する。
	阿寺断層帯(主部南部)	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域と岐阜県との境界を中心に震度6弱以上の揺れが生じ、被害は木曾地域南部を中心に発生する。
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	30年以内の地震発生確率は ほぼ0% (地震調査研究推進本部※2)	上伊那地域西部や木曾地域東部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	30年以内の地震発生確率は 0.02%~1.3% (地震調査研究推進本部※2)	木曾地域北部や上伊那地域西部、松本地域南部を中心に震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生する。	
海溝型地震	想定東海地震	東南海地震(1944)で歪みが解放されず、安政東海地震(1854)から約150年間大地震が発生していないため、相当な歪みが蓄積されていることから、いつ大地震がおきてもおかしくない。 (中央防災会議)	飯伊地域東部や伊那谷を中心に震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。
	南海トラフ巨大地震	30年以内の地震発生確率は 70%~80% (地震調査研究推進本部※2)	(基本ケース)飯伊地域から上伊那地域にかけての伊那谷や諏訪地域の一部で震度5強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が少し発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害が発生する。 (陸側ケース)飯伊地域、上伊那地域、諏訪地域で震度6弱以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が発生し、建物被害、人的被害、停電や断水等のライフライン被害がはっせいする、

※2 R2.1 地震調査研究推進本部による。

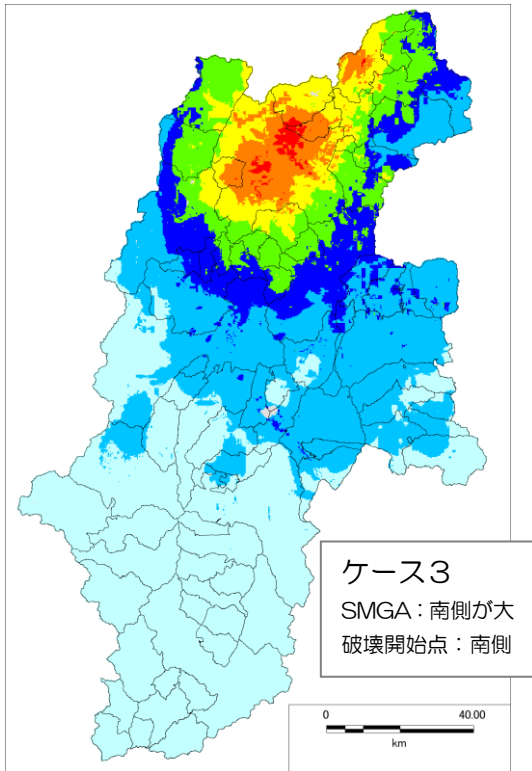
※3 H27.3 第3次長野県地震被害想定調査による。

※4 想定地震は地震防災対策を検討するために設定された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではありません。

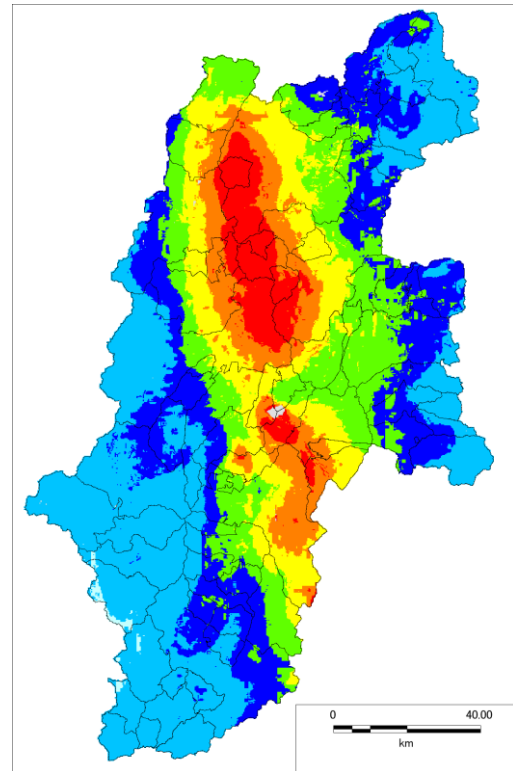
また、想定地震毎の計測震度（地表面）を図に示すと図-4～13のとおりとなります。（図1-4～図1-13）

(1) 内陸型（活断層型）地震の地表震度分布（※5）

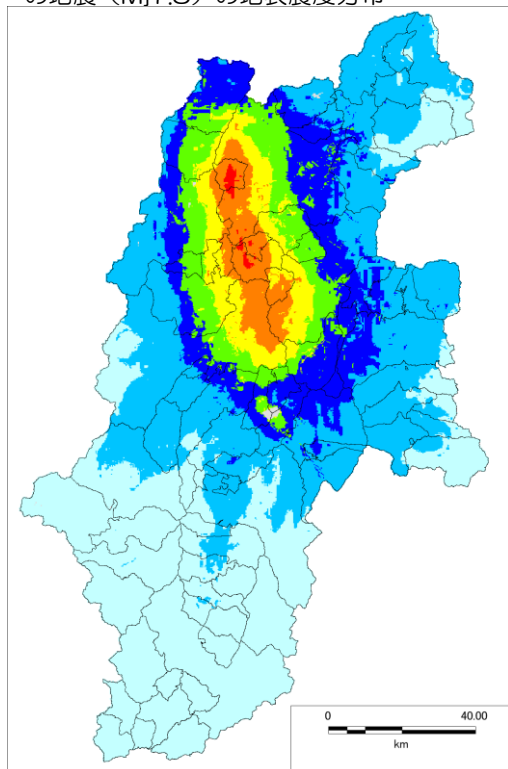
※5 建築物被害ケースが最大のケースを示す。



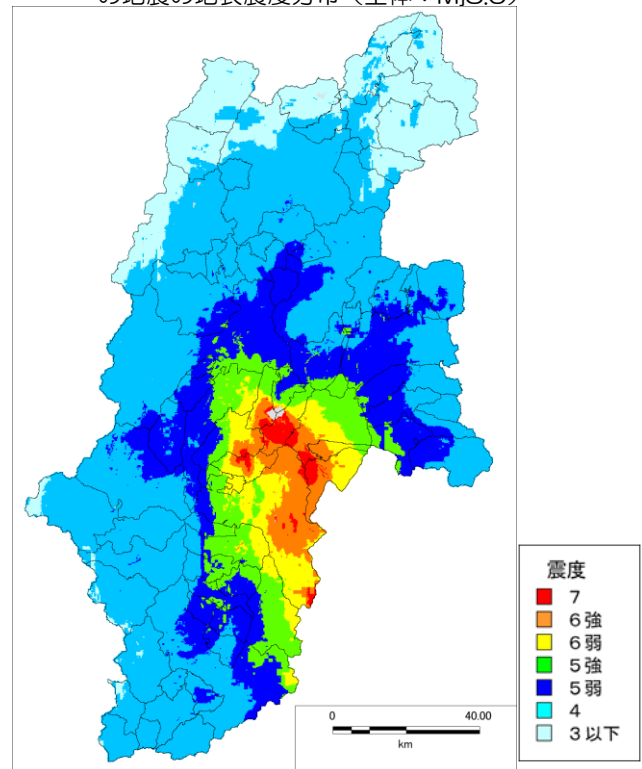
(図1-4) 長野盆地西縁断層帯の地震 (Mj7.8) の地表震度分布



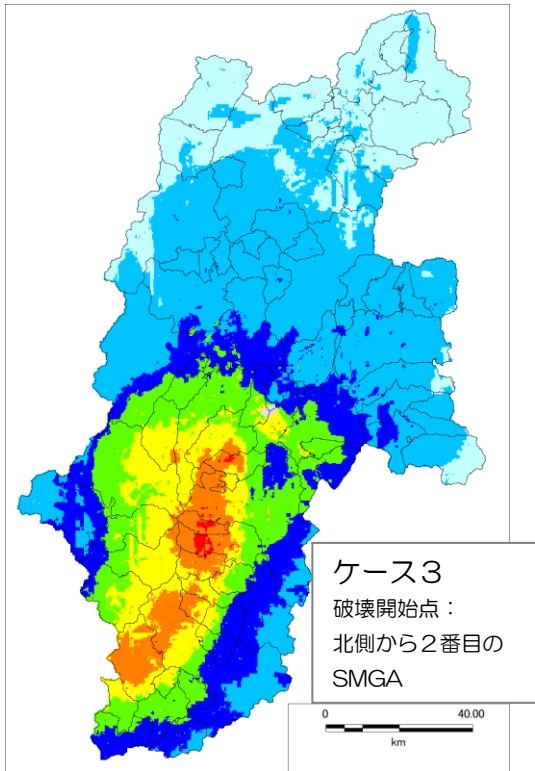
(図1-5) 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (全体: Mj8.5)



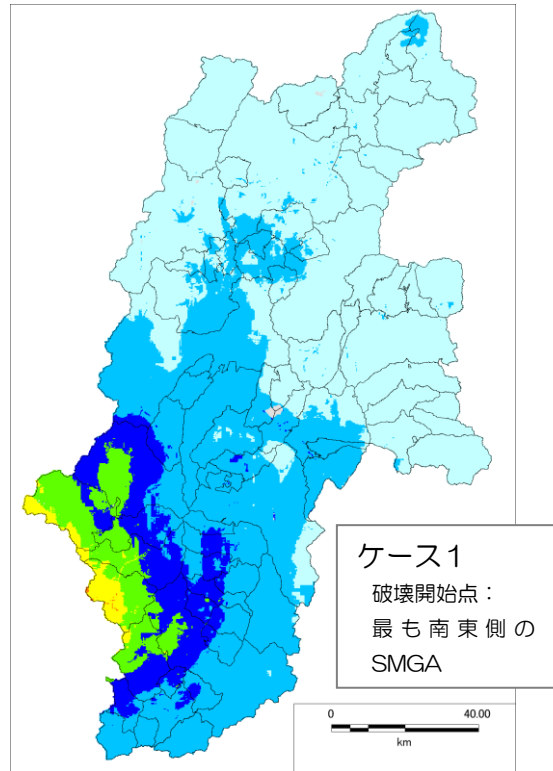
(図1-6) 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (北側: Mj8.0)



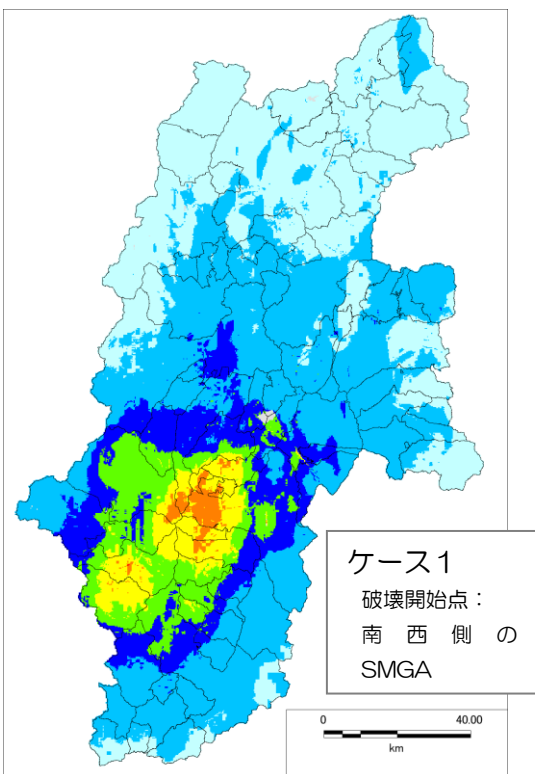
(図1-7) 糸魚川—静岡構造線断層帯の地震の地表震度分布 (南側: Mj7.9)



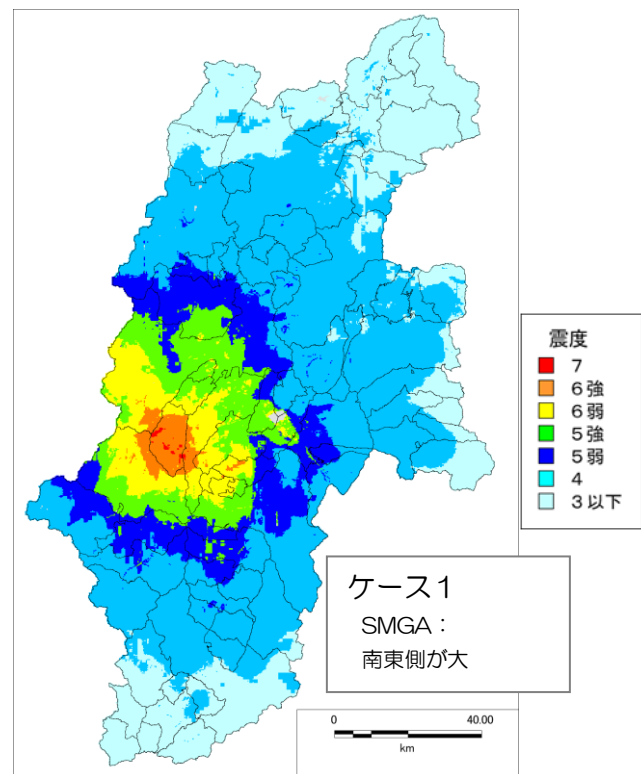
(図1-8) 伊那谷断層帯(主部)
の地震(Mj8.0)の地表震度分布



(図1-9) 阿寺断層帯(主部南部)
の地震(Mj7.8)の地表震度分布



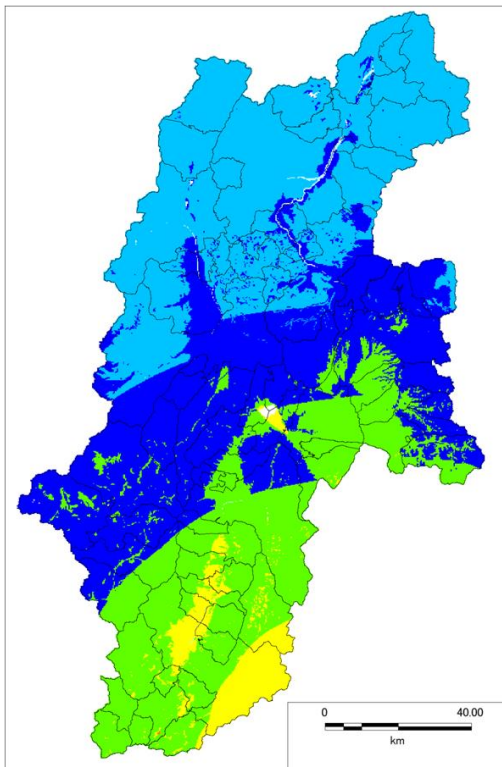
(図1-10) 木曾山脈西縁断層帯
(主部北部)の地震(Mj7.5)の地表震度分



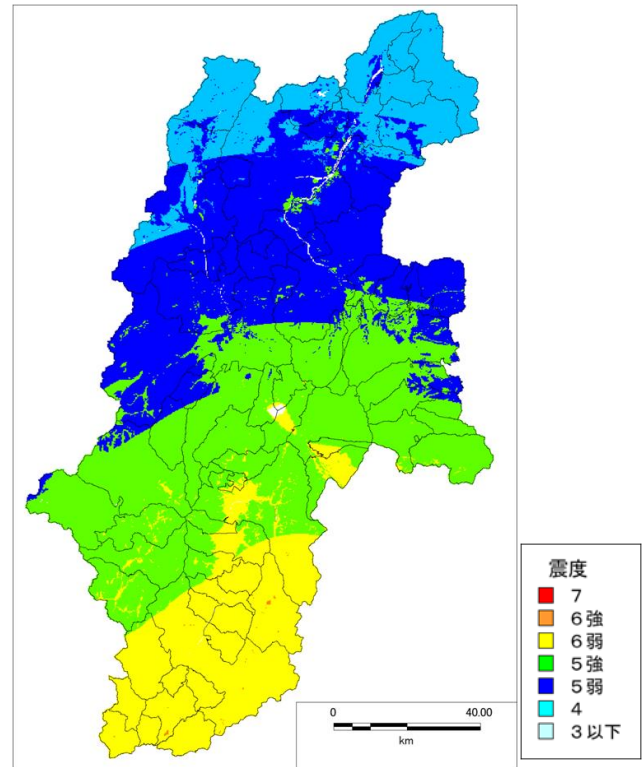
(図1-11) 境峠・神谷断層帯
(主部)の地震(Mj7.6)の地表震度分

(2) 海溝型地震における地表震度分布※6

※6 経験的手法のみを掲載



(図1-12) 経験的手法(距離減衰式)による想定東海地震の地表震度分布



(図1-13) 経験的手法(距離減衰式)による南海トラフの巨大地震の地表震度分布



「第3次長野県地震被害想定調査報告書」では、県内の主要な活断層等をもとに、発生の可能性のある大規模地震として6つの内陸型地震、東海地震及び南海トラフ地震を想定し、人的・物的な被害を表-3及び4のとおり予想しています。

また、想定した地震以外にも県内に被害を引き起こす地震が、本県や周辺において発生する可能性があります。

(表-3) 被害想定 (建築物被害)

種類	地震名		地震ケース等			建築物被害	
						全壊・焼失	半壊
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		ケース3	冬18時	強風時	40,960	47,370
	糸魚川-静岡構造線断層帯 の地震	全体	—	冬18時	強風時	97,940	103,450
		北側	—	冬18時	強風時	11,770	24,390
		南側	—	冬18時	強風時	31,180	33,050
	伊那谷断層帯(主部)の地震		ケース3	冬18時	強風時	17,540	42,600
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	140	700
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,700	13,080
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		ケース1	冬18時	強風時	2,050	8,460	
海溝型 地震	想定東海地震		—	冬18時	強風時	60	360
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		—	冬18時	強風時	190	1,470
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		—	冬18時	強風時	2,260	20,420

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

(表一4) 被害想定(人的被害)

種類	地震名		死者数	負傷者数	負傷者のうち重傷者数	避難者数
内陸型(活断層型)地震	長野盆地西縁断層帯の地震		2,250 (2,110)	14,370 (13,790)	7,410 (7,230)	83,880
	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	全体	5,600 (5,310)	34,210 (33,080)	17,290 (16,920)	183,770
		北側	710 (650)	5,270 (5,160)	2,780 (2,730)	32,540
		南側	1,950 (1,870)	11,610 (11,310)	5,700 (5,600)	56,030
	伊那谷断層帯(主部)の地震		1,270 (1,200)	9,830 (9,650)	5,060 (4,990)	51,910
	阿寺断層帯(主部南部)の地震		10 (10)	230 (220)	80 (80)	960
	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震		270 (250)	2,710 (2,660)	1,330 (1,310)	16,360
境峠・神谷断層帯(主部)の地震		160 (140)	1,580 (1,540)	770 (760)	14,260	
海溝型地震	想定東海地震		10 (10)	280 (280)	50 (50)	1,290
	南海トラフ巨大地震 基本ケース		30 (20)	590 (580)	140 (140)	4,140
	南海トラフ巨大地震 陸側ケース		150 (100)	240 (3,630)	130 (1,760)	29,840

※ 建築物被害ケースが最大となるケースを示す。

※ 観光客を考慮した場合。

※ ()内は建築物倒壊による死者数等。

2 耐震化の現状

(1) 建築基準法における構造基準改正

昭和 53 年の宮崎沖地震等の被害状況を受け、昭和 56 年に建築基準法の耐震関係規定が見直されました（昭和 56 年 6 月 1 日施行、新耐震基準）。その後、発生した阪神・淡路大震災において、昭和 56 年以前に建築されたもの（旧基準による）について被害が大きかったことがわかっています（昭和 57 年以降の建築物では、大破及び中・小破の被害があったものが全体の約 1/4 であったのに対し、昭和 56 年以前に建築したものでは約 2/3 に達しています）。

(表一2) 《阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況》

昭和56年以前	軽微・無被害	中・小破	大破以上	
昭和57年以降 (新耐震)	軽微・無被害		中・小破	大破以上

(出典：平成 7 年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会の中間報告)

(2) 建築時期別の住宅の状況

村内の居住世帯のある住宅総数は 3,782 戸あります（令和 3 年 1 月時点）。このうち、昭和 55 年以前に建築された住宅は、2,204 戸で全体の 58.2% を占めています。（表一3）

(表一3) 建築時期別住宅戸数 (単位：戸)

	住宅総数	3,782
	うち昭和55年以前建築	2,204(58.2%)
	~S35	795
	S36~45	439
	S46~55	970
	うち昭和56年以降建築	1,578(41.7%)
	S56~H2	436
	H3~12	666
	H13~18	231
	H19~R2	245

(数値については税務会計課固定資産台帳等による)

村内の住宅を建方別にみると、全体の 95.7%を占める戸建ての 60.0%が昭和 55 年以前に建築されており、住宅総数に対する割合は 58.3%を占めています。

また、非木造住宅の昭和 55 年以前に建築された割合は 20.5%と低くなっています。(表-4)

(表-4) 住宅における木造・非木造の割合 (単位 :

	住宅戸数		うち昭和55年 以前建築戸数	住宅戸数に 対する割合
	住宅戸数	構成比		
戸建て	3,621	95.7%	2,171	60.0%
非木造住宅	161	4.3%	33	20.5%
計	3,782	100.0%	2,205	58.3%

持ち家は 3,782 戸あり、全住宅に占める割合は 100%で、そのうちの約 6 割が昭和 55 年以前に建築されています。(表-5)

	住宅戸数		うち昭和55年 以前建築戸数	住宅戸数に 対する割合
	住宅戸数	構成比		
持ち家	3,782	100.0%	2,204	58.3%

(3) 住宅の耐震化の現状

新耐震基準で建築された昭和56年以降の住宅数に、旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅のうち耐震性を満たしているもの及び既に耐震改修を行い耐震性を有しているものを加えると、1,908戸となり、村内における住宅の耐震化率は、現状で50.4%と推計されます（表-6）

（表-6）住宅における耐震化率の現状 （単位：戸）

住宅総数（a）	3,782
耐震性を満たすもの（b=d+f+g）	1,908
耐震化率（c=b/a）	50.4%
昭和56年以降に建てられたもの（d）	1,578
昭和55年以前に建てられたもの（e）	2,204
既に耐震性を満たしているもの又は満たしていると推測されるもの（f）	190
耐震改修を実施したことにより耐震性を満たしているもの（g）	140
耐震性を満たさないもの又は耐震性が不明なもの（h）	1,874

※ 昭和56年に建築基準法の耐震関係規定が見直された（新耐震基準）ため、昭和56年5月以前と6月以降に分けることが必要ですが、根拠としている長野県の住宅・土地統計調査が5年ごとに実施されており、昭和55年と昭和56年で分かれているため、住宅にあっては便宜上この区分を採用しています（以下同じ）。なお、多数の者が利用する特定建築物に関しては、上述のとおり昭和56年以前と昭和57年以降を採用する。

(4) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状

村内に、多数の者が利用する特定建築物は10棟あります。このうち昭和56年以前に建築されたもの5棟のうち、耐震性を有するもの又は、耐震性を有すると推測されるもの4棟に昭和57年以降に建築されたもの、5棟を加えた9棟が耐震性を有すると考えられます。（表-7-1、7-2）

特定建築物総数（a）	10
耐震性を満たすもの（b=d+f）	9
耐震化率（c=b/a）	90.0%
昭和57年以降に建てられたもの（d）	5
昭和56年以前に建てられたもの（e）	5
耐震性を有しているもの又は有していると推測されるもの（f）	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの（g）	1

(表一七―二) 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状(詳細)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設 となる 建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 被災時 要援護者が 利用する 建築物	V その他 の建築物	合 計
具体的な用途	事務所(庁 舎等)、保健 所等公益的 な施設	学校(幼稚 園を除く)、 体育館	病院、 診療所	幼稚園、 保育園、 老人ホーム、 その他の社 会福祉施設	ホテル、 旅館、工場 共同住宅 (賃貸)等	
平成 27 年における 棟総数 (a)	2	7	0	0	1	10
耐震性を満たすもの (b=d+f)	2	7	0	0	0	9
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%
昭和 57 年以降に建築 された棟数 (d)	1	4	0	0	0	5
昭和 56 年以前に建築 された棟数 (e)	1	3	0	0	1	5
耐震性を有してい るもの又は有す ると推測されるもの (f)	1	3	0	0	0	4
耐震性がないもの 又はないと推測さ れるもの (g)	0	0	0	0	1	1

表-10-3 (多数の者が利用する特定建築物)

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示対象)	
幼稚園、保育園	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
学校(上記学校をを除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上		
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	1,000㎡以上	2,000㎡	
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			
集会場、公会堂			
展示会			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿			
事務所			
博物館、美術館又は図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			階数3以上かつ2,000㎡以上
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益の上必要な建築物			階数3以上かつ2,000㎡以上

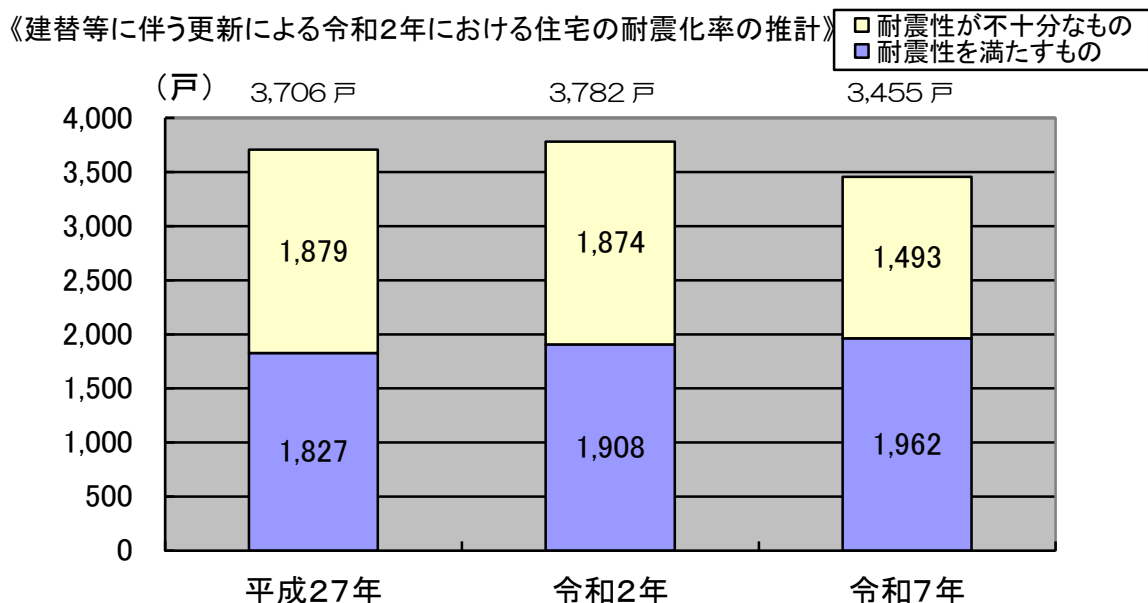
3 耐震改修等の目標

(1) 建替え等に伴う更新による耐震化率の推計

今後の5年間に於いても、建築物の老朽化等に伴う建替えや除却により、耐震性を満たさない建築物が減るため、建築物全体における耐震化率は向上すると見られます。(以下「建替え等に伴う更新」という。)

これまでの建替え等の動向を踏まえ、これまでと同じペースで建替え等が推移するとした場合の令和7年時点における住宅の耐震化率を推計します(表一八)。

※推計値については、前計画の推計値と近年の動向を鑑みて推計。

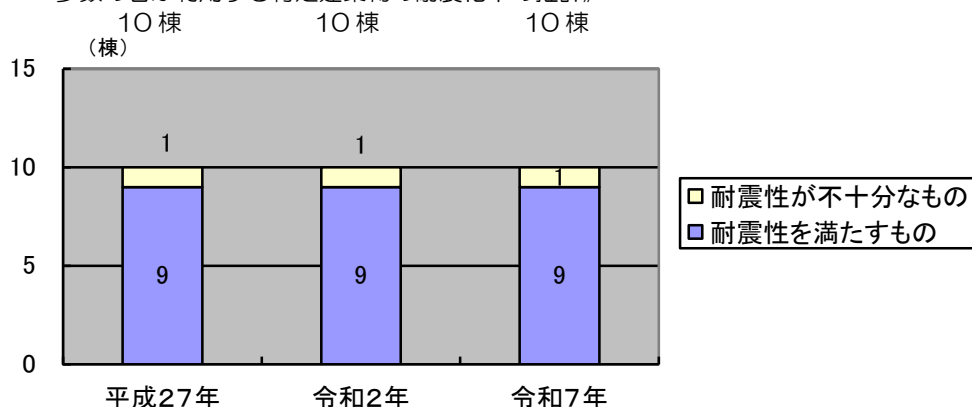


(表一八) 建替え等に伴う更新による令和7年における住宅の耐震化率の推計

	平成27年	令和2年	令和7年
住宅の総数 (a)	3,706	3,782	3,455
耐震性を満たすもの (b=d+f+g)	1,827	1,908	1,962
耐震化率 (c=b/a)	49.3%	50.4%	56.8%
昭和56年以降に建てられたもの (d)	1,497	1,578	1,632
昭和55年以前に建てられたもの (e)	2,209	2,204	1,823
耐震診断が耐震上支障がないとされるもの (f)	190	190	190
耐震改修を実施したことにより耐震性を有するもの (g)	140	140	140
耐震性が不十分なもの (h)	1,879	1,874	1,493

また、同様にこれまでと同じペースで建替え等が推移した場合の令和7年時点における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を推計します（表一9）

（表-9）《建替等に伴う変更による令和7年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推計》



（表一9）建替等に伴う更新による令和7年における多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の推移（単位：棟）

多数の者が利用する特定建築物の区分	I 災害応急対策を実施する拠点となる建築物	II 災害時に避難施設となる建築物	III 災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	IV 被災時要援護者が利用する建築物	V その他の建築物	合計
具体的な用途	事務所（庁舎等）、保健所等公益的な施設	学校（幼稚園を除く）、体育館	病院、診療所	幼稚園、保育園、老人ホーム、その他の社会福祉施設	ホテル、旅館、工場共同住宅（賃貸）等	
平成 32 年における棟総数 (a)	2	7	0	0	1	10
耐震性を満たすもの (b=d+f)	2	7	0	0	0	9
耐震化率 (c=b/a)	100%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%
昭和 57 年以降に建築された棟数 (d)	1	4	0	0	0	5
昭和 56 年以前に建築された棟数 (e)	1	3	0	0	1	5
耐震性を有しているもの又は有すると推測されるもの (f)	1	3	0	0	0	4
耐震性がないもの又はないと推測されるもの (g)	0	0	0	0	1	1

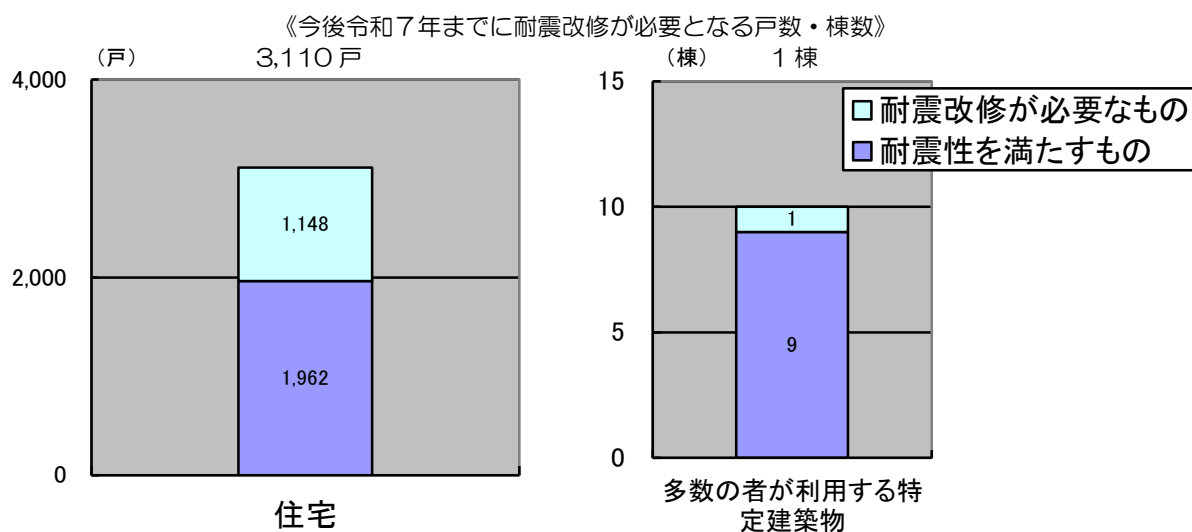
(2) 耐震化率の目標の設定

国の基本方針において、「住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、住宅は、令和7年までに少なくとも90%とすることを目標とするとともに、多数の者が利用する特定建築物については、令和7年までに少なくとも100%とすることを目標とする。」とされ長野県も同様の目標値を定めていますが、本村において想定される地震の規模、被害状況及び現状の耐震化率を踏まえ、村内の地震被害想定を半減化を目指して、平成32年における耐震化率の目標を以下のとおりとします。

ア 住宅については、耐震化率の目標を90%とします。(現状は56.8%と推計)

イ 多数の者が利用する特定建築物については、耐震化率の目標を100%とします。

目標の達成に向けては、今後5年間で建替等に伴う更新による実施数に加え、村民に対する周知や施策の推進により、住宅にあっては1,148戸の耐震改修が必要になります。また、多数の者が利用する特定建築物にあっては、耐震改修戸数は1戸とします。
(表-9-1、9-2)



(表-9-1) 令和7年における住宅の耐震化率の目標

(単位：戸)

	住 宅
令和2年における住宅総数 (a)	3,782
耐震性を満たすもの (b)	1,908
耐震化率 (c=b/a)	50.4%
令和7年における住宅総数の推計値 (d) ※	3,455
立替等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	1,962
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	56.8%
目標 (90%) を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある戸数 (g)	3,110
令和7年までに耐震改修が必要な戸数 (h=g-e)	1,148
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	90.0%

(表-9-2) 令和7年における多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標

(単位：棟)

	多数の者が利用する特定建築物
令和2年における棟総数 (a)	10
耐震性を満たすもの (b)	9
耐震化率 (c=b/d)	90.0%
令和7年における棟総数の推計値 (d)	10
建替等がこのままの状況で推移した場合、令和7年の時点で耐震性を満たすと推測されるもの (建替等に伴う更新による) (e)	9
建替等に伴う更新による令和7年における耐震化率 (f=e/d)	90.0%
目標 (100%) を達成するために令和7年時点で耐震性を満たす必要がある棟数 (g)	10
令和7年までに耐震改修が必要な棟数 (h=g-e)	1
令和7年における耐震化率の目標 (i=g/d)	100.0%

前述のとおり多数の者が利用する特定建築物にあっては今後5年間の建築の見込みが極めて低いため耐震改修戸数は1棟とし、令和7年における実耐震化率は100%となる。

(3) 地震災害時に特に重要となる建築物の耐震化の促進

地震災害時に、避難施設となる学校やけが人の手当を行う病院・診療所及び要配慮者が利用する社会福祉施設等については、規模や設置主体（民間又は公共）に関わらず、特に耐震化の促進が必要な建築物です。

多数の者が利用する特定建築物について地震防災上の観点から、用途を5つの区分に分類し、そのそれぞれについて現状の耐震化の状況等を踏まえ、次のとおり目標を設定します（表一10）。

I	災害応急対策を実施する拠点となる建築物	100%
II	災害時に避難施設となる建築物	100%
III	災害時に負傷者等の対応を行う拠点となる建築物	100%
IV	被災時要配慮者が利用する建築物	100%
V	その他の建築物	100%

(表-10) 平成32年における特定建築物の耐震化率の目標 (詳細)

(単位:棟)

多数の者が利用する 特定建築物の区分	I 災害応急 対策を実施 する拠点と なる建築物	II 災害時に 避難施設と なる建築物	III 災害時に 負傷者等の 対応を行う 拠点となる 建築物	IV 災害時要 援護者が利 用する建築 物	V その他の 建築物	合 計
具体的な用途	事務所 (庁 舎等)、保 健所等公益 的な施設	学校 (幼稚 園を除く) 体育館	病院、診療 所	幼稚園 保育園、 老人ホー ム、 その他の社 会福祉施設	ホテル、 旅館、工場 共同住宅 (賃貸) 等	
令和2年における棟総数 (a)	2	7	0	0	1	10
耐震性を満たすもの (b)	2	7	0	0	0	9
耐震化率 (c=b/a)	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%
令和7年における棟総数の 推計値 (d)	2	7	0	0	1	10
建替等がこのままの状況 で推移した場合、令和7 年の時点で耐震性を満た すと推測されるもの (建 替等に伴う更新) (e)	2	7	0	0	0	9
建替等に伴う更新による 令和7年における耐震化 率 (f=e/d)	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	90.0%
目標を達成するために令 和7年時点で耐震性を満 たす必要がある棟数 (g)	0	0	0	0	1	1
令和7年までに耐震改 修が必要な棟数 (h=g-e)	0	0	0	0	1	1
令和7年における用途区 別の耐震化率の目標	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

4 公営住宅（村営住宅 若者定住促進住宅）の耐震化の現状及び目標

村有施設のうち公営住宅は、95戸、57棟を管理しています（令和2年4月1日現在）。そのうち昭和56年以前に建築されたものは2棟で、現在耐震性が確認されているのは0棟です。現在の耐震化率は96.5%となっています。

（表－11）。

村営住宅のなかには老朽化が進んでいるものもあり、計画的な建替えや用途廃止による除却なども行っていくなかで、令和7年度における村営住宅全体の耐震化率の目標値を100%とします。

（表－11）公営住宅の耐震化の現状と目標

（単位：棟）

建築物の分類	低 層	中・高層	合 計
構造・規模等	平屋・2階建て	3階建て以上	
総棟数（a） （構成比）	57	0	57
耐震性を満たしているもの（b）	55	0	55
耐震化率（c=b/a）	96.5%	0.0%	96.5%
昭和57年以降に建築された棟数（d）	55	0	55
昭和56年以前に建築された棟数（e）	2	0	2
耐震性を有するもの（f）	0	0	0
未診断（g）	2	0	2
耐震化率の目標（h）	100.0%	0.0%	100.0%

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

(1) 耐震化の推進のための役割分担（図一２）

ア 住宅や建築物の役割分担（以下「所有者」という。）

現在、コスト問題のほか、信頼できる事業者が分からない等の情報不足や自分だけは大丈夫という思いもあって、耐震診断や耐震改修は進んでいない状況にあります。

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。耐震診断や耐震改修を積極的に行うことのほか、地震保険への加入や耐震改修促進税制の活用等も考えられます。

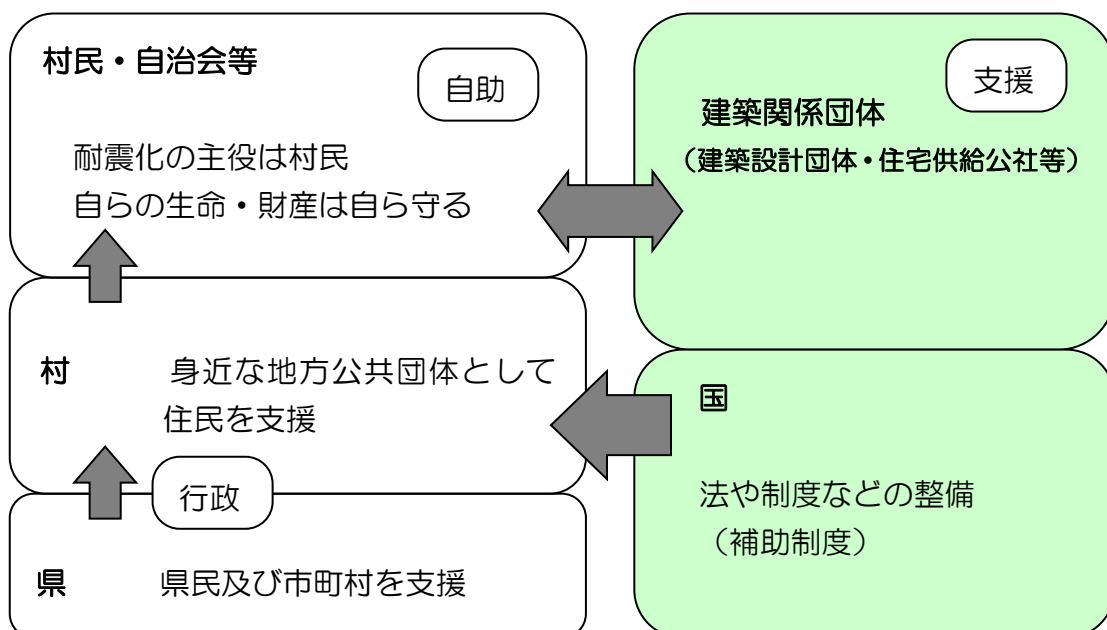
イ 関係団体等

村民が自ら耐震化を行う際、建築関係団体等専門家としての立場から適切なアドバイスを受けることが重要であることから、建築関係団体が行政と連携を図り、耐震化の推進を技術的な側面からサポートする体制づくりに努めます。

ウ 村

村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

（図一２）耐震化を推進するための役割分担（イメージ）



2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 補助事業等の実施

住宅に関する支援

村においては、住宅の耐震化を促進するため、平成22年度から、住まいの安全「とうかい」防止対策事業（補助事業）を実施してきました。村民が住宅の耐震化に関する支援策を受けることができるよう、県と連携しながら、今後も昭和56年以前の住宅及び避難施設となる建築物について、耐震診断及び耐震改修に対し支援していきます（表－12）。

（表－12）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅	
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	◇精密診断6万5千円／戸	100万円／戸
補助率	国 : 1／2 県 : 1／4 市町村 : 1／4	国 : 40% 県 : 20% 市町村 : 20% 所有者 : 20%

また、地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対して支援していきます。（表－13）

（表－13）事業の概要

（表－13）事業の概要

区 分	耐震診断	耐震改修（補強）
対象建築物	◇昭和56年以前の住宅	
助成内容	市町村が耐震診断士の派遣に要する経費に助成	耐震改修（補強）工事に要する経費に助成
補 助 対象経費	1千円／㎡	51,200円／㎡
補助率	国 : 1／3 県 : 1／3 市町村 : 1／3	国 : 1／3 県 : 1／6 市町村 : 1／6 所有者 : 1／3

耐震化の必要性についての社会的意識の醸成及び更なる促進のため、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、啓発に係る取り組みを強化するとともに、既存木造住宅の耐震改修をしやすいするためには、低コストかつ簡易な工法などがもとめられており、「長野県建築物構造専門委員会」による評価された、新たな耐震補強器具（耐震金物）等に関しても村民に周知しながら、住宅の耐震化を進めます。（表－１４）

（表－１４）

長野県建築物構造専門委員会で評価された耐震補強工法等（R2.4.1 現在）	（一財）日本建築防災協会による住宅等防災技術評価を受けている工法）
	愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が独自に評価した部分開口などの構造用合板補強工法
	その他の耐震補強工法等

（２）多数の者が利用する建築物等に関する支援

住宅に加え、多数の者が利用する建築物及び緊急輸送道路等沿道建築物の耐震化を促進するため、県と連携しながら、今後、耐震診断等に関する対して支援をしていきます

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題化しており、所有者が安心して耐震改修を実施することができる環境の整備が重要となります。また、改修に関わる事業者は、住宅所有者の現在、将来の住まい方に対する考え方に沿って、生活に影響の少ない改修箇所の検討、安価な工法の採用、工事期間の短縮などが図れるよう効果的な耐震化方策を提案することが望まれます。

(1) 住民等が耐震改修等を行いやしい環境の整備

個人住宅にあっては、全世帯を対象にした啓発パンフレットの配布や広報誌の活用により、耐震化の必要性について周知を図ります。

(2) 耐震改修等に関する相談窓口の設置

村の「耐震改修相談窓口」において、耐震改修等に関する相談に対応します。

また、住宅・建築物耐震改修促進事業の実施に際し、県において耐震改修等に関する知識、技術を修得するための「長野県木造住宅耐震診断士養成講習会」等を実施しており、受講修了者名簿の閲覧や紹介などを行っていきます。また、診断等で所有者と接する際には、登録証を提示するなど、所有者に安心を与えることを心がけて実施します。

(表-15)

(表-15)

長野県木造住宅耐震診断士の登録数 (R2.3. 31 現在)	2,538 名
--------------------------------	---------

4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

建築物の耐震化のほか、次の事項を含めた総合的な安全対策を推進します。

(1) ブロック塀等の転倒防止対策

地震時、ブロック塀等が転倒した場合、通行人がその下敷きになってしまう被害が発生するおそれがあります。このため、県等と連携し、通学路等を中心に危険箇所の点検を行います。また、地域住民が自ら地域内の危険箇所の点検を行ったり、転倒のおそれのある塀を生け垣等地震の際に倒れにくいようなものへ変えていくことの広報も行います。

(2) 非構造部材の耐震対策

近年の大地震や東北地方太平洋沖地震では、体育館において天井材の落下が見られました。地震による被害は、柱や梁といった建物の構造体のみでなく、窓ガラスや天井、外壁などの非構造部材の落下による被害を防止する必要があります。

今後も定期報告制度などを通じて、非構造部材の耐震対策について、指導・啓発を進めていきます

(3) エレベーターの閉じ込め防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部地震では、首都圏の多くのエレベーターが緊急停止し多くの方が中に閉じ込められる事例が発生しました。また、東北地方太平洋沖地震においては、エレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形する事案が多数発生しました。通常時の維持管理体制のほか、非常時の救出や復旧体制の整備等について、所有者・保守点検業者・消防部局と連携して進めます。

(4) 宅地の耐震対策

宅地については、大規模な盛土造成地の地すべりや崩壊のおそれのある区域を調査し、住民に広く情報提供するとともに、宅地の耐震対策を周知・促進します。

5 優先的に耐震化に着手すべき区域

当村には人口集中地区が存在しないため優先区域を設定せず、全村を対象に耐震化の促進を図ります。

6 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、耐震化を推進します。

(表—16)

区 分		【事業名】概 要	補助率		
危険住宅の移転等 除却、新築・移転先 の土地の購入等	除却補助 ・ 利子補給	【災害危険住宅対策事業】 危険住宅を除却し、安全な 住宅の建て替えの促進	1/2	1/4	1/4

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関して、以下について引き続き積極的に実施するものとします。

1 地震ハザードマップの作成及び公表

住宅や建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することができるよう、今後県において、地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表していくこととします。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

村では耐震に関する相談窓口を設けて、建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談等行っており、専門家の紹介等の情報提供を行います。

また、平成18年4月に宅地建物取引業法施行規則が改正され、同法第35条に定められた重要事項の説明の項目に、「昭和56年5月31日以前に建築された建物について建築士等が行った耐震診断結果の有無及びその内容」が追加されました。窓口相談にあたっては、こうした制度の説明も併せて行います。

さらに、広報誌やパンフレット、ホームページ等により、耐震化に関する情報を発信していきます。

3 リフォームにあわせた耐震改修の助言・指導

住宅の増改築やキッチンの改修等リフォーム工事に併せて耐震改修を行うことは、費用や施行面で効率的であることから、リフォーム工事に併せた耐震改修を助言・指導します。

広報や民間事業者等の行う住宅関連フェア等の機会をとらえて、住宅等の所有者に対して啓発に努めます。

4 村内各区等との連携策及び取組み支援策について

地域の人々が生活の場を皆で守るという考え方が重要です。

地域において地震防災対策に取り組むことは、地震発生時の適切な対応に効果的であるばかりでなく、平常時の防災訓練や危険箇所の点検活動等、自主防災活動が重要であることから、地域との連携を図り取組み支援をします。

5 耐震改修促進税制等の周知

個人が一定の耐震改修を行った場合、改修工事を完了した年の所得税額が一定額控除（耐震改修工事の標準的な費用の10%相当額：上限25万円）でき、また、工事が完了した年の翌年度分の家屋にかかる固定資産税が減額（翌年度分の固定資産税が2分の1に減額：床面積120平方メートルが適用上限）できるなど、税制の特例措置が適用可能となっています（令和2年4月現在）。こうした税制を有効に活用し、耐震改修の促進につなげるため、制度の周知を徹底します。

6 各種認定制度による耐震化の促進

平成25年の法改正により、建築物の耐震化を円滑に進めるための促進策が講じられました。これら制度を積極的に活用して、耐震化を促進します。

(1) 耐震改修工事に係る容積率、建蔽率の特例（法第17条）

法改正により、認定を受けることのできる耐震改修工法の拡大が図られるとともに、耐震改修でやむを得ず増築するものについて、耐震改修計画の認定を受けることにより、容積率や建蔽率の特例措置が認められ、建築物の円滑な耐震化を図ります。

(2) 建築物の地震に対する安全性の認定、表示制度（法第22条）

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物の所有者は、その建築物や広告等に認定を受けた旨を表示することができます。

この認定制度は建築物の所有者からの申請に基づく任意のものであるため、表示がされていないことをもって、建築物が耐震性を満たさないこととはならないことについて正しく周知するとともに、公共建築物については表示制度を積極的に活用し、制度の周知を図ります。

(3) 区分所有建築物の議会要件の緩和（法第25条）

耐震性が確保されていない区分所有建築物の管理者等は、当該区物所有建築物が耐震改修を行う必要がある旨の認定を受けることができます。

第4 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携

1 法に基づく指導等の実施に関する所管行政庁との連携

県計画において、所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して法に基づく指導及び助言を行うこととしていることから、本村においても村内の特定建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁と連携して対応します（表-17）。

【県計画における所管行政庁による実施方針】

- (1) 指導及び助言：耐震化の必要性や改修に関する説明又は文書の送付。
- (2) 指示：耐震改修及び耐震改修に関して実施すべき事項を具体的に記載した指示書を交付。
- (3) 公表：広報やホームページへの登載、各地方事務所等へ掲示。

(表-17)

区分	努力義務	指導及び助言	指 示	公 表
法	特定既存耐震不適格建築物 (法第14条、法15条第1項)		特定建築物 (法7条第2項)	指示を受けた所有者が正当な理由がなく、その指示に従わなかった場合
	一定の既存耐震不適格建築物 (法第16条第1項、第2項)		—	—

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施に関する特定行政庁との連携

- (1) 県計画においては、所管行政庁が法第12条第3項又は法第15条第3項に基づき公表を行ったにもかかわらず、所有者が耐震改修を行わない場合には、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁は、建築基準法第10条第3項による命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。
- (2) 同様に、損傷、腐食、その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険であると認められる建築物については、特定行政庁が同条第1項に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うこととされていることから、特定行政庁と連携して対応します。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携及び推進

本計画を実施するにあたり、今後、関係団体等との連携を図りながら耐震化の的確な実施を推進します。

2 その他

本計画は、目標値の達成状況等について、毎年、評価・検証を行うほか、計画終了年次（令和7年度）に見直すこととします。

別表1（多数の者が利用する一定規模以上の建築物）

用 途	規 模 (指導・助言対象)	参 考 (指示)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校（上記学校を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場、公会堂		
展示会		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
ホテル又は旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎 又は下宿		
事務所		
博物館、美術館又は図書館		
遊技場		
公衆浴場		階数3以上かつ2,000㎡以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000㎡以上
保健所、税務署その他これらに類する公益的上に必要な建築物		